# 岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務仕様書

令和８年 11 月

岡山県西部環境整備施設組合

# 第１章　総則

## １　適用範囲

本仕様書は，岡山県西部環境整備施設組合（以下「本組合」という。）が委託により実施する「岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

本仕様書は，業務の遂行にあたって基本的な内容について定めるものであり，本仕様書に明記されていない事項であっても，本業務の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上必要な事項は本業務に含まれるものとする。なお，本仕様書に明記なき事項については，本組合と受託者が協議のうえ決定するものとする。

## ２　業務の目的

本業務は，本組合が予定する旧里庄清掃工場（以下「本施設」という。）の解体撤去工事に際し，工事費の予定額を把握するための汚染状況調査及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて解体撤去工事が適切に実施されるために必要な調査・計画・設計等を実施するものである。

なお，本施設の解体撤去工事は，本組合が作成した公共施設等総合管理計画に基づく集約化・複合化等に伴う除却事業とし，公共施設等適正管理推進事業債を財源として進めるものである。

## ３　業務の名称

岡山県西部環境整備施設組合旧里庄清掃工場解体事業に係る調査及び発注支援業務

## ４　対象施設の所在及び概要

名称　　：里庄清掃工場
所在地　　：岡山県浅口郡里庄町新庄 3655
竣工年月　：平成 11 年３月
（基幹的設備改良工事：平成 25 年 7 月～平成 26 年 10 月）
施設規模　：200ｔ／日（100ｔ/16ｈ×２炉）
処理方式　：准連続燃焼式流動床炉
処理対象　：可燃ごみ
対象施設等：
工場棟・管理棟（延床面積：6,358.12 ㎡）

倉庫・車庫棟（延床面積：158.06 ㎡）
油棟（延床面積：9.00 ㎡）
その他付帯施設

５　業務期間

契約締結日から令和 11 年（2029 年）９月 28 日まで

６　業務内容

本業務は，以下を業務範囲とする。詳細については，「第２章　業務内容」のとおりとする。

なお，仕様書に明記なき事項であって本業務に必要となる事項が生じた場合は，遅滞なく本組合と協議のうえ決定するものとする。

７　関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては，下記の最新の関係法令等を遵守しなければならない。

【法律・施行令・施行規則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律，同施行令，同施行規則
ダイオキシン類対策特別措置法，同施行令，同施行規則
土壌汚染対策法，同施行令，同施行規則
労働安全衛生法，同施行令，同施行規則
石綿障害予防規則
建築基準法，同施行令，同施行規則
大気汚染防止法，同施行令，同施行規則
水質汚濁防止法，同施行令，同施行規則
騒音規制法，同施行令，同施行規則
振動規制法，同施行令，同施行規則
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法），同施行令，同施行規則
資源の有効な利用の促進に関する法律，同施行令
循環型社会形成推進基本法
環境基本法
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

【要綱・指針・マニュアル等】

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
建築物解体工事共通仕様書・同解説
廃棄物焼却施設解体作業マニュアル
鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針（案）・同解説
PCB 使用電気機器の取扱いについて
特定粉じん排出等作業に係る指導の徹底について
非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止対策マニュアル
ダイオキシン類基準不適合土壌に関するガイドライン
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン
ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル
焼却炉解体実務ハンドブック
その他関係法令・規則・通達・基準等

8　受託者の責務

・受託者は，本組合との十分な協議を行い，委託業務の意図及び目的を十分に理解し，業務を遂行しなければならない。
・受託者は，業務の実施にあたり，本組合から必要とされる資料等の作成を依頼されたときはこれに応じるものとする。
・受託者は，本組合が関係する行政機関との協議が必要となった場合は，誠意をもってこれに協力するものとし，その内容について遅滞なく本組合に報告しなければならない。
・受託者は，業務の遂行において，協議事項の内容を確認するため，打合せの都度議事録を提出すること。
・受託者は，本業務の引き渡しが終了した場合であっても，本組合から本業務についての説明等の協力を求められたときは，誠意をもって応じなければならない。

9　機密の保持及び中立性の保持

受託者は，本業務の遂行において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また，常にコンサルタントとしての中立性を保持し，本業務の実施に努めなければならない。

10　業務の管理体制

受託者は，本業務の円滑な遂行を図るため，次の技術者を配置するものとす

る。なお，管理技術者は，照査技術者を兼ねることはできないものとし，管理技術者が主任技術者を兼ねることは可とする。

技術者等に求める業務実績は，次のとおりとする。

・ごみ焼却施設の解体工事に係る土壌汚染対策法に係る調査業務
・ごみ焼却施設解体工事に係る汚染物等事前調査業務
・ごみ焼却施設解体工事に係る発注支援業務

（１）管理技術者

ア　技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に基づく技術士登録の技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）又は，総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を取得後５年以上の実務経験を有すること。

イ　平成 23 年度以降に，地方公共団体（昭和 22 年法律第 67 号「地方自治法」による地方公共団体の一部事務組合を含む。）が発注した業務で，管理技術者，照査技術者及び担当技術者のいずれかの立場で，上記に示すいずれかの実績を有すること。

ウ　受託者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

エ　主たる会議（打ち合わせのほか，各種委員会，住民説明会等を含む。）に出席し，契約の履行に関し，業務の管理及び統括を行うこと。

（２）照査技術者

ア　技術士法に基づく技術士登録の技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）又は，総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を取得後５年以上の実務経験を有すること。

イ　平成 23 年度以降に，地方公共団体が発注した業務で，管理技術者，照査技術者及び担当技術者のいずれかの立場で，上記に示すいずれかの実績を有すること。

ウ　受託者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

（３）主任技術者

ア　上記に示す業務において，廃棄物処理施設の解体撤去工事に係る技術的知識と十分な経験を持つ者を配置すること。

イ　管理技術者の下で分担業務における担当技術者を統括する役割を担うものとし，各業務分野の主任技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。ただし，管理技術者は主任技術者を兼ねることができる。

ウ　土壌汚染対策法に係る調査業務においては，土壌汚染対策法に基づく技術管理者を配置すること。

エ　アスベスト調査業務においては，労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく

工作物石綿事前調査者講習を修了した者（工作物石綿事前調査者）を配置すること。

（４）受託者要件

ア　建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）の規定による「廃棄物部門」及び「建設環境部門」の両方に登録があること。

イ　土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく都道府県知事又は環境大臣の登録を受ける「指定調査機関」であること。

ウ　平成 23 年度以降に，地方公共団体が発注した上記業務のそれぞれについて，元請けとして受注し，令和８年３月末までに完了した実績を有する者であること。

11　提出書類

受託者は，業務の着手から完了にあたって，本組合の財務規則及び契約書に定めるもののほか，下記の書類を提出しなければならない。なお，承認された事項を変更しようとするときは，その都度承認を受けるものとする。

（１）着手時（各１部）

着手届

工程表

配置技術者の指名通知書

配置技術者の雇用関係確認書類

次のいずれかの書類

・住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）の写し

・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

・監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し

業務計画書

担当技術者届及びその経歴書（資格証の写し等）

技術者配置書

その他，本組合が指示する書類

（２）完了時

完了届（１部）

納品書（１部）

請求書

成果品（業務報告書３部，電子データ１部）

テクリス登録内容確認書

照査報告書（チェックリスト）
その他，本組合が指示する書類

12　打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため，管理技術者と本組合担当者は常に密接な連絡をとり，業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし，その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し，相互に確認しなければならない。

管理技術者は，作業の途中において，本組合担当者が中間報告を求めたときには，直ちに報告を行うものとする。

管理技術者は，仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに本組合と協議するものとする。

13　関係機関等との協議等

受託者は，関係機関等との協議を必要とする場合，または協議を求められた場合は誠意を持って対処し，その内容を議事録にまとめ遅滞なく本組合に届け出なければならない。

受託者は，業務の実施にあたっては，本組合が行う関係機関等への手続きに協力するものとする。

14　資料収集及び貸与

本業務の遂行上，調査対象事項に関する資料の収集，調査及び検討等は，原則として受託者が行うものとする。

本組合が所有し，業務に利用できる資料はこれを貸与する。受託者は，資料等の貸与を受ける場合はそのリスト（一覧表）を作成し，本組合の承認を得なければならない。また，貸与された資料は，必要がなくなった時または業務完了時にすべて速やかに返却するものとする。

15　土地及び建物への立ち入り等

受託者は，業務を実施するため，敷地及び建物（公有地または私有地を含む）に立ち入る場合は，本組合と十分な協議を行い，了解を得るとともに，業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

受託者は，業務実施のため，植物伐採，垣・柵等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは，あらかじめ本組合に報告するものとし，本組合担当者の指示をもって所有者の承諾を得るものとする。

16　業務内容の変更及び停止

受託者は，業務の遂行上，工程に変更が生ずると予測される場合，直ちに工程表の変更届を提出し，本組合と協議を行い，承認を受けなければならない。

17　疑義の解釈及び協議

本仕様書記載事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない場合は，受託者は本組合と十分協議し，本組合の意図を十分理解したうえで業務を遂行するものとする。

18　成果品

本業務の成果品は次のとおりとし，その著作権については本組合に無償で譲渡すること。

（１）令和９年度末

令和８年度・令和９年度業務報告書（１部）

（２）令和 10 年度末

令和 10 年度業務報告書（１部）

（３）令和 11 年度業務完了時

業務報告書（３部）

・汚染物等事前調査報告書
・土壌汚染状況調査報告書
・解体撤去工事見積仕様書
・見積設計図書の比較検討書
・解体撤去工事設計書
・解体撤去工事の発注関係書類等
・解体撤去工事基本計画書
・財産処分報告書
・協議打合せ議事録
・その他必要な書類

上記の電子データ（CD-R 等）（１式）

19　審査及び検査

（１）成果品の審査

受託者は，成果品提出時に本組合の審査を受けなければならない。
成果品の審査において，訂正を指示された箇所は，速やかにこれを処理しなければならない。

（２）業務の完了

業務の部分完了または完了は，本組合が成果品を審査確認し，合格したときとする。

（３）検査及び引渡し

成果品については，本組合の検査を受けて引渡しするものとする。本組合の検査に合格後，成果品一式を納品し業務の完了とする。

（４）契約不適合

業務完了後において，明らかに受託者の責に帰すべき業務の瑕疵が発見された場合，受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

また，本業務の完了後においても，該当業務に関して関係機関からの指示事項があった場合は，速やかに受託者の責任においてこれを処理するものとする。

## 第２章　業務内容

### １　汚染物等事前調査

解体撤去区域及び保護具選定に係る管理区域等の前提条件を明らかにするため，汚染物中のダイオキシン類等の事前調査を実施する。試料の採取及びダイオキシン類の分析は，「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日基発 0110 第 1 号厚生労働省労働基準局長通知別添）に準じた方法によること。

また，リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）／PCB／フロン類調査については，使用の有無を既存設計図書等により調査し，使用が明らかになった場合に分析調査を行うものとする。

なお，サンプリング箇所及び数量については，下記の検体数を基本とするが，対象施設の状況等によりサンプリングが困難な場合は，代替可能な箇所を提案するとともに，本組合及び管轄労働基準監督署と協議して，安全確保が可能な計画とすること。協議の結果，変更した検体数・分析については精算する。

（１）空気中のダイオキシン類濃度の測定箇所

① 炉室

② 灰搬出室

（２）汚染物中のダイオキシン類（14 検体）

| 調査対象箇所名 | 対象物 | 検体数 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 焼却炉 | 付着物 | ２検体 |
| ガス冷却室 | 付着物 | ２検体 |
| 集じん装置（ろ過式集じん器等） | 付着物 | ２検体 |
| 誘引送風機 | 付着物 | １検体 |
| 煙道 | 付着物 | １検体 |
| 焼却残渣搬送コンベヤ・灰出コンベヤ | 付着物 | １検体 |
| 混練機・固化物バンカ | 付着物 | １検体 |
| 排水処理系統 | 付着物 | ２検体 |
| 灰出し設備（灰バンカ） | 付着物 | １検体 |
| 煙突 | 煙突下部付着物 | １検体 |
| 計 | | 14 検体 |

備考： 調査場所において試料採取が不可能な場合（汚染物等が確認できない場合等）は，その理由を本組合に伝え，調査の実施について協議するものとする。

（３）空気中のダイオキシン類濃度の測定箇所

①敷地周辺（４箇所）

既存資料及び現有施設状況調査をもとに，調査の範囲・深さ・調査項目について検討を行うこと。調査項目は第２種特定有害物質（土壌汚染対策法）及びダイオキシン類を想定する。

（４）汚染物中の重金属類（３検体）

重金属類は，アルキル水銀，水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，砒素，セレン，1-4 ジオキサンの８項目とする。調査項目は特別管理廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第１条の２）燃え殻・ばいじんと同様とする。重金属類等の分析は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）に準じた方法によること。

| 調査対象箇所名 | 検体数 |
|---|---|
| 焼却炉本体 | １検体 |
| ろ過式集じん器 | １検体 |
| 排水処理設備 | １検体 |
| 計 | ３検体 |

備考： 焼却炉本体の堆積物については，その最終処分を想定し，金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に準じた溶出試験を実施し，その性状を記述すること。

（５）アスベスト調査

施設で使用されたアスベスト含有建材等について調査すること。調査は建設当時の完成図書や施設の建設時期と建材の製造時期等から判定することとし，「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和３年３月厚生労働省・環境省）に準じて行うものとする。

分析を行う検体数の選定にあたり，含有の可能性はあるものの数量が少なく，みなしアスベスト含有建材として廃棄物処理した方が経済的に有利と考えられるものがある場合は，本組合と協議のうえ決定すること。

調査項目はクリソタイル，クロシドライト，アモサイト，トレモライト，アンソフィライト，アクチノライトとし，測定方法は「建材中の石綿含有の分析方法について（基安化発第 0622001 号）」による。分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（基発第 0821002 号，基発 0413 第３号（一部改正））及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（第２版）」により定性分析を実施すること。

なお，建築物の事前調査・分析調査については，下記の資格を有する者が実施すること。

【建築物の事前調査】

・一般建築物石綿含有建材調査者

・特定建築物石綿含有建材調査者

・令和５年 10 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【分析調査】

・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し，終了考査に合格した者

・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析委員会認定 JEMCA インストラクター」
・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

調査個所

| 区分 | 調査個所 | 検体数 |
|---|---|---|
| 機器保温材 | 配管等保温材 | ２箇所 |
| 点検口パッキン<br>含有建材 | 点検口パッキン，含有建材 | ２箇所 |
| 床 | ビニール系タイル等 | ２箇所 |
| 壁 | 石膏ボード・ロックウール吹付等 | ２箇所 |
| 天井 | 石膏ボード・岩綿吸音板・ロックウール等 | ２箇所 |
| 外壁塗材（工場棟） | アクリル系吹付タイル等 | ２箇所 |
| 外壁塗材（煙突） | 仕上げ材 | ２箇所 |
| 計 | | 14 箇所 |

（６）リフラクトリーセラミックファイバー等調査

リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）／PCB／フロン類調査については，使用が確認された場合に実施する。PCB については電気室のトランス等（３検体）を対象として想定する。

（７）調査・測定時の安全対策

調査・測定を行う作業者へのばく露防止及び周辺環境の保全の観点から，以下の事項について十分に配慮し，測定・調査を実施すること。

① 調査・測定を行うにあたっては，既存資料等により選定される保護具等を適切に着用して作業を行うこと。
② 作業者は，保護具等の着用状況の確認を相互に行うこと。
③ 保護具等の脱着は，汚染を除去する場所ではなく，更衣場所において行うこと。また，保護具等は更衣場所から汚染された状態で持ち出さないようにすること。
④ ダイオキシン類で表面が汚染されたおそれのある工具及び機材等は，温水・中性洗剤・ヘキサン等により洗浄すること。
⑤ 試料採取及び分析は，経験豊富で専門知識を有する者が行うものとする。
⑥ 測定にあたっては，事前に測定箇所等を現地踏査し，必要資材を準備するほか，詳細について監督員と十分に協議し，実施しなければならない。測定日時は事前に協議の上決定すること。

（８）調査結果の取りまとめ

調査結果は，関係法令を遵守し，以下の内容を記述するものとする。

・汚染物の濃度及び追加調査の必要性
・各解体対象設備における保護具の区分
・アスベスト・PCB の文献調査や本調査結果等を踏まえた，解体時に留意すべき事項の整理
・焼却炉本体の堆積物に係る溶出試験結果及びその性状

２　既存資料及び現有施設状況調査

見積仕様書・発注仕様書の作成及び有害物質の調査箇所を選定するため，既存資料の調査及び現地踏査により現有施設の状況を把握する。提示された竣工図・汚染物事前調査結果などを確認後，現地と竣工図との不整合箇所を確認・整理し，必要となる基礎データを収集・整理すること。また，以下の基本事項を整理すること。

・解体範囲
・解体対象物
・敷地境界及び敷地取り合い
・用役（電気・水道）取り合い
・解体後の跡地形成方針
・周辺状況（気象，公共用水域，周辺民家等の状況）

・関係法令（公害防止法令及び解体関係法令）
・公害防止条件

３　解体撤去工事基本計画書の作成

本施設の現状を把握したうえで，以下の事項について検討を行い，解体撤去工事に係る基本計画書を作成すること。

（１）計画の目的
（２）工事概要と範囲
（３）解体撤去工事の内容
（４）関係法令等の遵守
（５）法規制に係る事項
（６）解体撤去工事における作業分担（発注者と受注者）
（７）解体撤去工事の手法
（８）作業環境調査及び周辺環境調査の検討
（９）ダイオキシン類・重金属類やアスベストの汚染物除去工法
（10）有害汚染物及び解体廃材の処分方法
（11）周辺住民への配慮
（12）解体撤去工事における留意事項

４　土壌汚染状況調査

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及びダイオキシン類による土壌汚染の調査等を実施する。

（１）地歴調査

令和７年 12 月までの期間について，土地利用履歴等を調査し，特定有害物質及びダイオキシン類による汚染の可能性について調査を行う。調査方法については，事前に地歴調査計画書を作成し，本組合の承認後，資料調査，聴取調査，現地調査により実施するものとする。

（２）試料採取等計画の策定

（１）において実施した地歴調査の結果に基づき，試料採取等の計画を策定する。

（３）想定される調査対象物質及び調査項目

| 分類 | 調査対象物質 | 調査項目 | 調査方法 |
|---|---|---|---|
| 第二種特定有害物質 | カドミウム及びその化合物 | 土壌溶出量調査<br>土壌含有量調査 | 環境省告示第 18 号<br>環境省告示第 19 号 |
| | 六価クロム化合物 | | |
| | シアン化合物 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 水銀及びその化合物 | | |
| | セレン及びその化合物 | | |
| | 鉛及びその化合物 | | |
| | 砒素及びその化合物 | | |
| | ふっ素及びその化合物 | | |
| | ほう素及びその化合物 | | |
| その他 | ダイオキシン類 | 土壌調査 | 環境庁告示第 68 号<br>（簡易測定法を除く） |

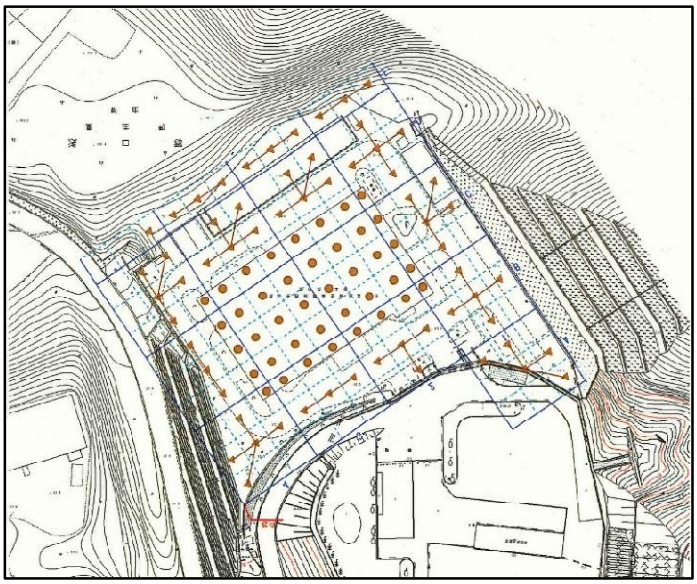
（４）区画の設定及び調査地点

調査対象地の最北端を起点として単位区画（10m 格子）及び 30m 格子を設定した上で，地歴調査の結果に基づき，土壌汚染のおそれの区分に応じた頻度により調査地点を配置する。

調査対象範囲ごとの試料採取頻度の基本的な考え方は以下のとおりとする。

| 調査対象範囲 | 調査対象物質 | 土壌汚染のおそれの区分 | 試料採取頻度 |
|---|---|---|---|
| 炉室，集じん機等 | 第二種特定有害物質（９物質） | 土壌汚染が存在するおそれが比較的多い | 10m 格子毎 |
| 炉室，集じん機等 | ダイオキシン類 | 土壌汚染のおそれがある | 10m 格子毎 |
| 灰出フライトコンベア<br>灰出汚水ピット<br>汚水処理装置 | 第二種特定有害物質（９物質） | 土壌汚染が存在するおそれが比較的多い | 10m 格子毎 |
| 上記以外の敷地 | 第二種特定有害物質（９物質） | 土壌汚染が存在するおそれが少ない | 30m 格子毎 |

※参考区画割図



（５）調査方法

・現況測量を行った後，調査地点の位置出し測量を実施する。
・土壌試料採取は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）」（令和 4 年 8 月環境省）に準拠し，掘削にあたっては同ガイドライン中の「要措置区域等において汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリング」に準じて実施する。
・ダイオキシン類分析用の試料採取については，「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（令和 4 年 3 月環境省）に準じて実施する。
・試料採取が完了した採取孔は，購入砂等を充填して復旧を施す。地表面がアスファルトで被覆されている場合は，コアカッター等により被覆を除去して試料採取を行い，試料採取完了後にモルタル等により復旧する。

（６）調査数量

想定される調査数量は以下のとおりとする。

| 項目 | | | 数量 | 単位 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 位置測量 | | | 100 | 箇所 | |
| 土壌ガス調査 | 土壌ガス採取 | | 55 | 箇所 | |
| 土壌調査 | 試料採取 | 想定舗装掘削 | 100 | 箇所 | |
| | | 内１ｍを超えるもの | 20.0 | m | ボーリングにて計上 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | （10 個所） |
| | | 内１ｍ以下 | | ｍ | 土壌試料採取個所にて計上 |
| | | 土壌試料採取箇所 | 100 | 箇所 | |
| | | 土壌試料採取箇所 | 90 | 箇所 | ボーリング箇所除外 |
| | 溶出量分析 | 溶出液作成 | 55 | 検体 | |
| | | 第二種特定有害物質（９物質） | 55 | 検体 | |
| | 含有量分析 | 溶出液作成 | 55 | 検体 | |
| | | 第二種特定有害物質（９物質） | 55 | 検体 | |

（７）調査結果の評価及び報告書の作成

調査結果を踏まえ，特定有害物質ごとに各基準値等に照らし合わせて評価を行い，調査報告書を作成する。結果の評価は，土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域の指定に係る基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準により行う。また，基準超過が認められた場合は，「土壌汚染対策法施行規則」及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に基づいて，土壌汚染範囲確定のための追加調査の計画を作成する。

（８）行政機関との打合せ

調査にあたり，調査方法及び成果品の内容等について土壌汚染対策法を所管する関係機関との打合せを行い，調査に反映すること。

５　解体撤去工事見積仕様書の作成

汚染物質等事前調査結果等をもとに，解体撤去工事の前提条件を整理し，見積設計図書作成を依頼するための見積仕様書を作成する。

なお，見積書は５社以上から聴取するものとし，見積書及び見積設計図書の聴取に必要な現場説明・質疑への回答等の支援を行う。

（１）総則

① 解体撤去概要
② 工事主要項目
③ 一般事項
④ 関連法令

（２）特記事項

① 準備・仮設工事

② 除染工事
③ 地下工作物撤去工事
④ 解体撤去工事
⑤ 廃棄物及び解体材の分別・処理・処分
⑥ ダイオキシン類・アスベスト等安全対策
⑦ 調査及び計画

６　見積設計図書の比較検討

複数の見積依頼業者から提示された見積設計図書をもとに，見積仕様書との比較等の検討及び各見積依頼業者の汚染除去方法・解体撤去工法等の検討，工事実績の有無等について，技術的な観点から評価を行い，工事設計書の根拠としてまとめること。

なお，見積設計図書は予定価格を設定する上での基礎資料となることに留意すること。必要に応じてヒアリングを行い，提案図書及び見積書の訂正を依頼・受領・とりまとめを行うものとする。

７　解体撤去設計業務

本業務は，対象施設の解体撤去工事に係る事業費の算出及び設計図書の作成を，事前調査・既存図面等の既存設計図書及び解体撤去業者見積書等を基に行うものである。

なお，解体撤去工事の発注は性能発注方式によるものとするが，既存図面・既存設計図書等の本組合より貸与する資料が不足する場合は，協議することとする。

８　解体撤去工事の発注関係書類等の作成

見積設計図書の比較検討評価の結果を踏まえて，解体撤去工事の発注仕様書を作成する。

（１）解体撤去図面（発注用一般図）

解体撤去工事における管理区分等を明確にするとともに，特記仕様書に添付する基本図面を作成するものとする。

（２）解体撤去工事発注仕様書作成

解体撤去基本工事見積設計図書の比較検討を基に，解体撤去工事発注の最終的な仕様書等の作成を行う。解体撤去工事における管理区分等を明確にした図面を整理し，発注仕様書に添付すること。

（３）数量調書

既存図及び建設時の内訳書及び解体撤去業者見積書等から，各種数量を拾い出し，設計書の基礎数値とする。

（４）解体撤去工事設計書の作成

設計書として，解体撤去工事の工法・種類・数量等で構成し，設計に採用する工事や労務単価については，公共単価・建設物価などの公共性・市場性の高い単価を使用することを原則とする。ただし，工事の特殊性等からやむを得ない場合は，本組合と協議し，業者見積により代用するものとする。

（５）事業者選定説明書の作成

事業者選定説明書を作成する。構成は以下を基本とする。

ア　事業の概要（工事名，工事場所，工事内容等）

イ　事業者の募集及び選定に関する事項（事業者選定，スケジュール）

ウ　事業者選定に関する条件（参加者の備えるべき条件，応募に関する留意事項，事業者選定に関する手続き等）

エ　事業者選定書類の審査及び選定に関する事項（審査手順及び方法）

オ　解体事業費の算定（必要に応じて建設事業者への見積書の徴集，ヒアリングを実施するとともに，他市町村における既契約の類似工事の事業費等を参酌のうえ算定する）

（６）評価基準書の作成

参加者から提出される技術提案書を可能な限り客観的に評価するための評価基準書を作成する。

ア　事業者決定方法

イ　発注仕様書の解体手法に対する充足度評価

ウ　提案内容の総合評価（総合評価値の算定方法・総合評価配点の作成）

（７）契約書（案）及び各種様式集の作成

契約書（案）を作成する。

各審査段階における評価を客観化・標準化するため，技術提案書提出に係る各種様式等を作成する。

（８）事業者選定に係る質疑対応

参加者から提出される事業者選定資料に係る質問書について，回答案を作成する。

（９）事業者選定図書審査支援

参加者から提出される技術提案書の記載内容について，提出書類の確認・様式への記載確認・提案内容の整合性確認・要求水準への適合確認を行う。

技術提案書を評価項目ごとに整理し，評価に資するための資料を作成する。必要に応じてヒアリングを行う。

基礎審査，技術提案審査及び価格審査の結果をとりまとめる。

（10）選定委員会の運営支援

選定委員会（提案者ヒアリングを含む）での審議に必要となる資料を作成するとともに，必要に応じ選定委員会の立会補助を行う。

9　財産処分報告書の作成

本業務は，対象施設の財産処分報告書に必要な資料を作成するものである。作成にあたっては，「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長　環企発第080529002 号　平成 20 年 5 月 29 日）等，国の示す指針等を遵守すること。

なお，対象施設は稼働開始から 20 年以上が経過して停止していることから，申請手続きの特例（包括承認事項）の要件を満たしている。

また，必要に応じて，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定に基づく財産処分承認申請書を作成すること。

（１）報告様式の作成

（２）添付書類の作成及び取りまとめ

① 対象施設の図面（国庫補助対象部分，面積を明記したもの）及び写真

② 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し

③ その他参考となる資料

※ 添付資料の中で，既存図書に関するものについては本組合より貸与する。

10　その他必要な書類等の作成

各関係機関との協議や届出等で必要となる書類の作成支援を行う。